地域路線網に属する高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第１号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第３項の規定により、地域路線網に属する高速道路を平成24年４月13日に次のとおり指定したので、公告する。

平成 24 年５月２日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

地域路線網に属する高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第３項の当機構が指定する地域路線網に属する高速道路について、その一部を次のとおり変更する。

変更前	首都高速道路に係る地域路線網	都道首都高速１号線、都道首都高速２号線、都道首都高速２号分岐線、都道首都高速３号線、都道首都高速４号線、都道首都高速４号分岐線、都道首都高速５号線、都道首都高速６号線、都道首都高速７号線、都道首都高速８号線、都道首都高速９号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海二丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線、横浜市道高速１号線、横浜市道高速２号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線及び川崎市道高速縦貫線
変更後	首都高速道路に係る地域路線網	都道首都高速１号線、都道首都高速２号線、都道首都高速２号分岐線、都道首都高速３号線、都道首都高速４号線、都道首都高速４号分岐線、都道首都高速５号線、都道首都高速６号線、都道首都高速７号線、都道首都高速８号線、都道首都高速９号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海二丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線、横浜市道高速１号線、横浜市道高速２号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線及び川崎市道高速縦貫線

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（平成二十四年三月二十日文部科学大臣認可　二十三受文科高第三六九号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）の一部を次のように変更する。

様式第八号の㈡の注意事項２中「入院に係る療養又は文部科学大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）を受ける場合は、入院療養等」を「療養」に改め、「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同様式の注意事項３中「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等」を「療養」に、「この場合」を「入院療養を受ける場合」に改める。

附　則

この変更は、平成二十四年四月一日から実施する。

平成二十四年五月二日
東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　　日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（平成二十四年三月二十日文部科学大臣認可　二十三受文科高第三六九号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）の一部を次のように変更する。

第二十六条第二項の表中「千分の七十六・八四」を「千分の七十七・二五」に、「千分の十・二五」に、「千分の七十七・五四」を「千分の七十七・九五」に改め、同条第三項の表中「千分の七十七・五四」を「千分の七十七・九五」に、「千分の九・八四」に改め、同条第四項の表中「千分の七十六・八四」を「千分の七十七・二五」に、「千分の十・二五」に改める。

附　則

この変更は、平成二十四年四月一日から実施する。

平成二十四年五月二日
東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　　日本私立学校振興・共済事業団

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年５月２日
日本放送協会　経理局長　福井　　敬

○第 2012―２―１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　ＲＦキャプチャー装置の整備　９式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納期　平成24年10月１日

⑸　納入場所　日本放送協会経理局長が指定する場所。

⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格　競争入札参加資格の審査に関する公告に基づき、競争入札参加資格の登録をした者。なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は下記の場所に申請すること。

〒150―8001 東京都渋谷区神南２―２―１
日本放送協会経理局調達部　ＴＥＬ03―5455―5517　ＦＡＸ03―5455―2110

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先

〒150―8001 東京都渋谷区神南２―２―１
日本放送協会内　㈱ＮＨＫビジネスクリエイト　調達・管財業務部（一般設備）ＴＥＬ03―5455―5535　ＦＡＸ03―5455―5591
（㈱ＮＨＫビジネスクリエイトは日本放送協会の調達関係業務の業務委託先である。）

⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法

〒150―8001 東京都渋谷区神南２―２―１
日本放送協会経理局調達管理部　担当：福士　平成24年５月２日から平成24年６月20日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時から12時、13時から17時まで。なお、入札説明書の交付のため交付場所へ来訪する際は、事前に電話ＴＥＬ03―5455―5520まで連絡すること。

⑶　入札書の受領・開札日時及び場所　平成24年６月21日11時00分　日本放送協会　放送センター　16Ｆ　入札室